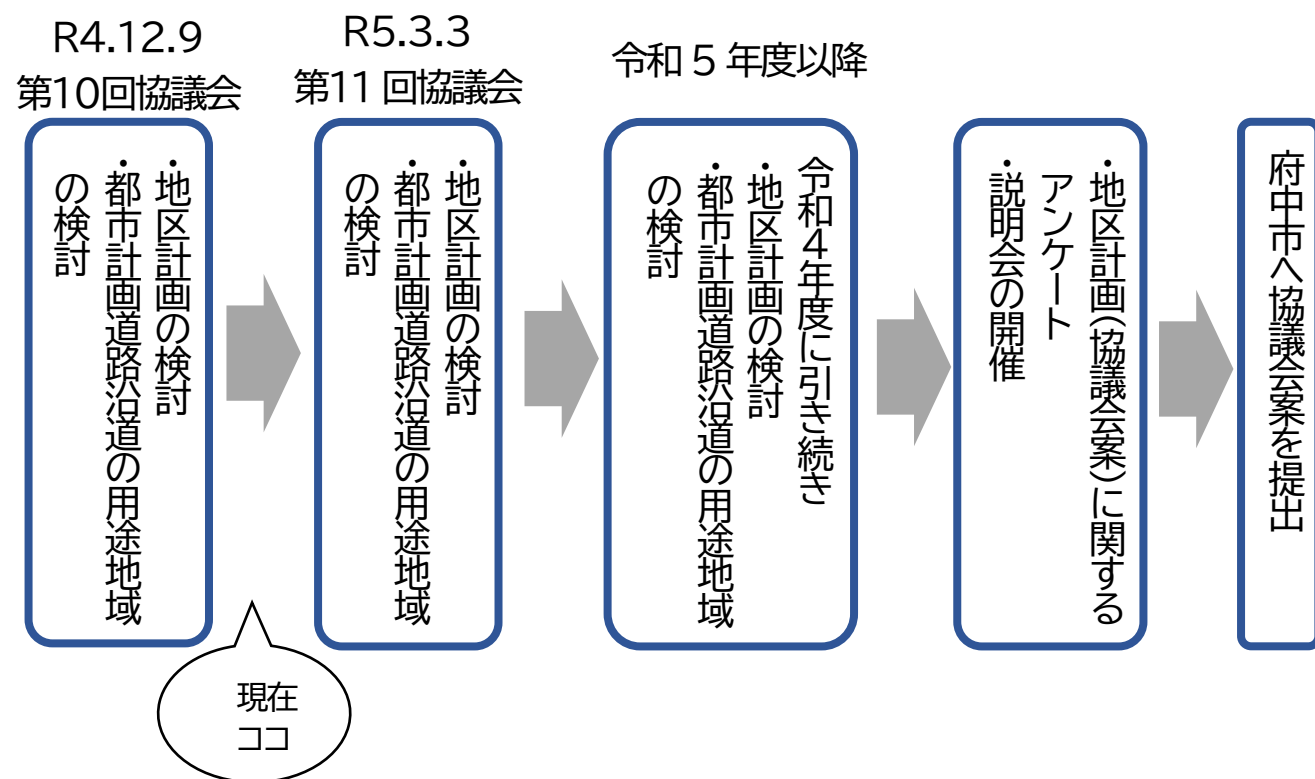


3 今後の予定

今年度と令和5年度も引き続き、昨年度策定した「北山町・西原町地区まちづくり誘導計画」をもとに地区計画の内容や都市計画道路沿道の用途地域の検討を行い、地区計画の協議会案を作成する予定です。



北山町・西原町地区まちづくりニュース 第17号

令和5年2月発行

今回のまちづくりニュースでは、令和4年12月9日に開催した第10回北山町・西原町地区まちづくり協議会の開催結果や今後のスケジュールについてお知らせいたします。

1 第10回北山町・西原町地区まちづくり協議会を開催しました！

日時:令和4年12月9日(木)午後7時~8時30分
会場:武蔵台文化センター 3階 講堂

主な内容

- ① 今後のスケジュール
 - ② 地区整備計画等の検討
- 参加者:13名 傍聴:3名

※まちづくり協議会の詳細はまちづくりニュース中面に記載しています。



▲第10回まちづくり協議会の様子

<第11回北山町・西原町地区まちづくり協議会の傍聴のお知らせ>

地区計画等の検討を行うため、第11回北山町・西原町地区まちづくり協議会を開催します。

傍聴をご希望の方は、下記の間合せ先までご連絡をお願いします。

日時:令和5年3月3(金)午後7時
会場:武蔵台文化センター 3階 講堂
内容:地区計画の内容について

都市計画道路沿道の用途地域について ほか
その他:傍聴の際は、マスクの着用をお願いいたします。

■第10回まちづくり協議会の会議概要

今後の地区整備計画の検討スケジュールについて

引き続き地区整備計画の検討を行い、令和5年度上半期を目途にまちづくり協議会としての地区計画案を取りまとめることになりました。



地区整備計画について

令和3年度に策定した「北山町・西原町地区まちづくり誘導計画」をもとに今回のまちづくり協議会では、主に地区整備計画のうち「建築物の形態・意匠に関する制限」と「垣または柵の構造の制限」について、検討を行いました。



発行・問合せ:北山町・西原町地区まちづくり協議会事務局(府中市都市整備部計画課内)
〒183-0056 東京都府中市寿町一丁目5番地
TEL:042-335-4335(直通) Mail:tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp



協議会における詳細な情報については中面をご覧ください！

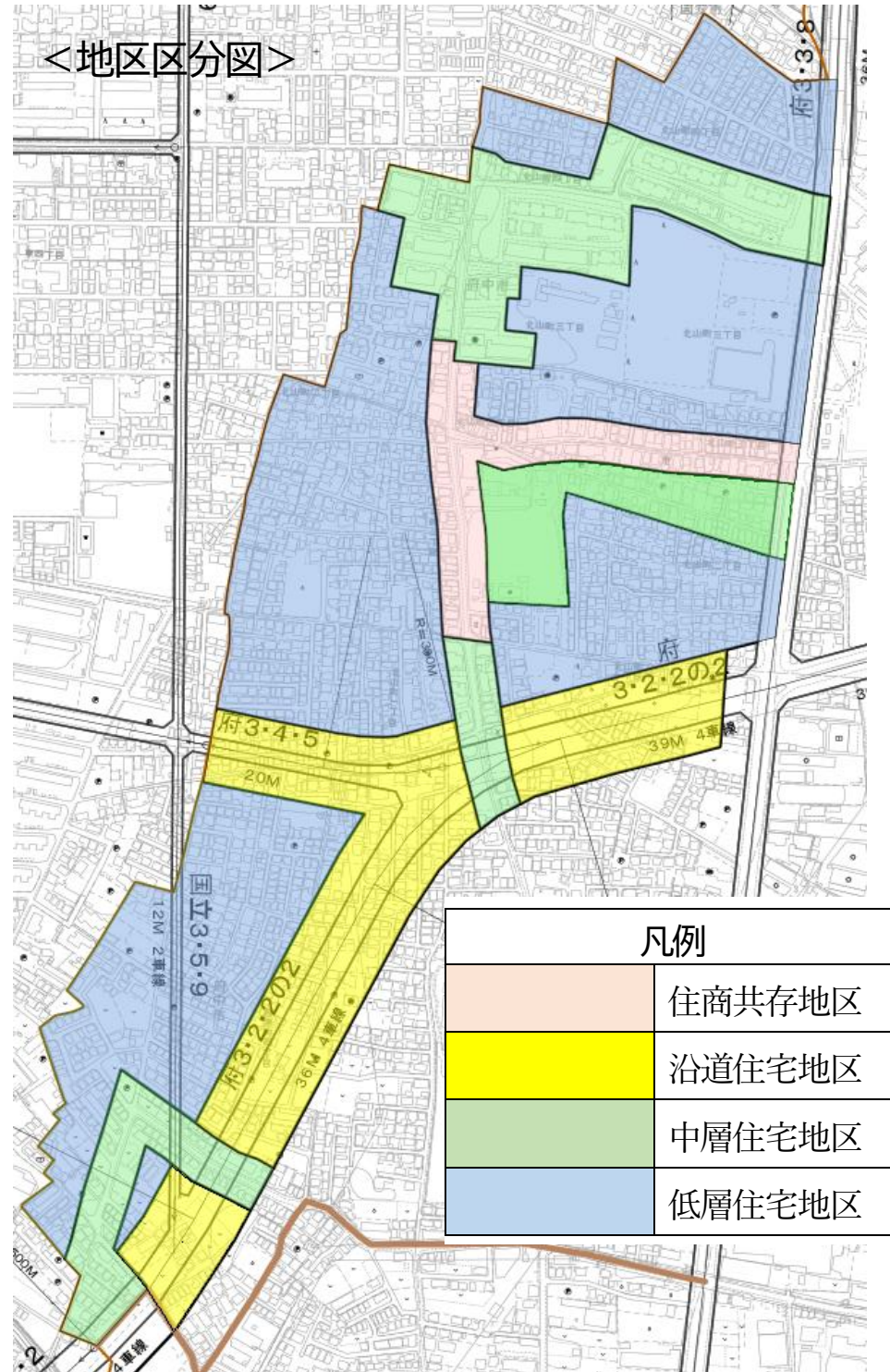
2 地区計画の検討について

■ 地区計画の目標・土地利用の方針

都市計画道路沿道の用途地域については、まちづくり協議会として結論が出ていないことから、地区計画の目標と土地利用の方針は、まちづくり協議会として、都市計画道路沿道の用途地域が定まった後に検討することになりました。

■ 地区計画の地区区分

地区計画における地区区分図は下記のとおりとなりました。



■ 地区整備計画

今回のまちづくり協議会では、全地区区分で共通の制限事項となる「建築物の形態・意匠に関する制限」と「垣または柵の構造の制限」について検討を行いました。検討結果は次のとおりです。

● 建築物の形態・色彩その他の意匠の制限について

建築物の屋根、外壁等の色彩は、府中市景観計画に定める色彩基準に適合したものとす。

<制限の趣旨>

周辺環境と調和するまち並みを形成しようというものです。

<補足説明>

府中市景観計画では、府中市全域を9つの区分に分けており、各地区で色彩基準を定めています。

色彩基準とは府中市景観計画において建築物の屋根、外壁等に使用できる色を数値で表したものです。

府中市景観計画は府中市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

● 垣または柵の構造の制限について

道路に面する垣・柵は、生垣や透過性のあるフェンスとする。

道路に面する垣・柵のブロックの基礎部分は、0.4メートル以下とする。

<制限の趣旨>

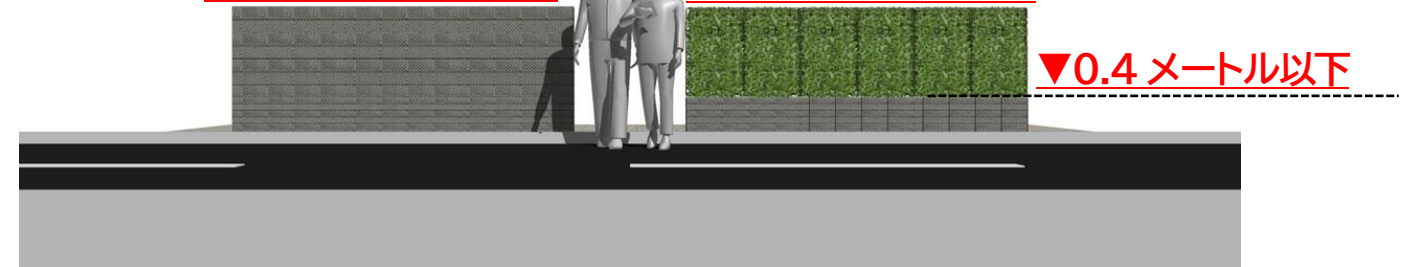
ブロック塀の倒壊による事故の防止や高いブロック塀による圧迫感を軽減するためのものです。

<補足説明>

新たにブロック塀を建築する際の制限で、住宅等を建築する際に必ずブロック塀を建築しなければならないということではありません。

▼構造制限がない場合

▼構造を制限した場合



▼0.4メートル以下